

## 令和6年度コミュニティ助成事業概要

### 1 趣 旨

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の設備整備などに対し助成を行うもので、地域コミュニティ活動の充実、強化を図り、もって地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものです。

### 2 助成対象団体

#### ■コミュニティ組織

助成対象団体となるコミュニティ組織は、自治会又はコミュニティ推進協議会となります。

特定目的のために組織された、宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は、除きます。

### 3 助成事業

#### ○一般コミュニティ助成事業

#### ■助成対象経費

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外となります。

例：対象 エアコン、テレビ（200V変換・取付工事費含む）

※ただし、建物アンペア変更等の大規模工事は対象外  
対象外 トラクターアタッチメント（草刈・除雪等）防犯灯

#### ■助成額

100万円以上から250万円以下

## ■一般コミュニティ助成事業【参考】

No.	区分	備品等
1	生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	草刈機、除雪機等
2	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
3	お祭り、運動会、コミュニティ	太鼓、神輿、山車、法被、テント等
4	文化学習活動	視聴覚機器、調理用機器等
5	体育レクリエーション活動	スポーツ用具等
6	その他	掲示板、屋外放送設備等

## ○青少年健全育成助成事業

### ■助成対象経費

青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）ソフト事業に要する経費。

ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものや、備品は対象外とします。

### ■助成額

30万円以上から100万円以下

※チラシ・ポスター等の印刷物、若しくは看板等を必ず作成してください。

## ■青少年健全育成事業【参考】

イベント等ソフト事業	野外活動の実施、各種スポーツ・レクリエーション大会の開催、講演会・研修会の開催等
------------	--

### 4 留意事項

1) 助成金額は10万円単位です。

- ・例：事業対象経費総額125万円の場合、助成金額は120万円となります。※5万円は自治会等負担

2) シールについて【別紙資料 表示に関するデザインマニュアル】

- ・助成を受ける備品全てに1枚表示することとなります。
- ・デザインマニュアルに従い作成することとなります。  
\* 4色カラー（モノクロ不可）
- ・備品本体へ表示できない等、普及広報の効果が低いと判断された場合は、対象外となる場合があります。
- ・シール作成も助成対象となりますので、申請にあたってはこの費用も含めて総事業費の積算を行ってください。（見積書の徴収が必要）

3) 見積書について

2社以上から必ず見積書を徴収してください。

※金額の低い方を申請書へ記載する。

※栗原市外の業者でもかまいません。

4) 事業実施について

申請のとおり実施していただくこととなります。申請と内容が異なる事業を行った場合は、助成金の対象外となります。

## 5) 事業の変更について

事業を実施する際、基本的に事業の変更（団体の事情による）は認められません。備品の単価の変更や製造中止による同等品への変更などは、宮城県、財団法人自治総合センターの許可を得て事業が行えることとなります。

来年度、事業を実施する前に、再度見積もりを徴収していただきますが、その際に単価の変更や製造中止等により総事業費が増額になっても、助成金額は変わりません。団体の負担金が増額となります。

## 6) その他

- ・宝くじ助成の対象は、自治会や町内会などが地域に密着し、地区内の賑わいを活性化させることを目的としています。地区外からの集客を目的とするものは該当になりません。
- ・団体の役員会等で十分な協議をお願いいたします。
- ・必要書類を事前にご確認のうえ、申請願います。（書類不備は申請することが出来ません。）

## 5 今後のスケジュール

### 1) 申請書締め切り

令和5年9月13日（水） 正午まで

◎提出先：企画部市民協働課

### 2) 相談（随時）

今年度よりヒアリング（審査会）は行いませんので、随時相談といたします。来庁される場合は、事前にご連絡をいただき、担当者  
と日程・時間調整をお願いします。

### 3) 宮城県へ申請書提出期限（市から県へ提出します）

令和5年9月27日（水）

※県への申請後、皆様への結果通知（採択・不採択）は令和6年  
4月上旬となります。

## ■必要書類一覧

- (1) 申請書 添書・別記様式第1号 記載例1 記載例2  
別記様式第1号別表 記載例3
- (2) 事業実施主体規約
- (3) 事業実施主体の事業計画及び予算書  
自治会等総会資料（直近開催されたもの）
- (4) 備品管理運営規定（案）記載例4・備品台帳（案）記載例5  
既存の規程、台帳がある場合は、新たに整備する備品を追加した規定（案）・台帳（案）をお願いします。
- (5) 金額積算根拠（見積書は必ず2社以上）  
購入備品の品番は必ず明記をお願いします。備品ごとに消費税込の金額をお願いします。
- (6) 指定管理協定書（写）・集会施設管理規定（写）  
市有集会施設は、指定管理協定書（写）、民有集会施設は、集会施設管理規定（写）を提出願います。
- (7) パンフレット、カタログ等（商品説明資料）（写）  
カラーコピーしたカタログ等には、購入予定商品が分かるように印を付けてください。
- (8) 備品保管・設置場所レイアウト図 記載例6  
施設の間取りに保管場所を表示してください。
- (9) 自治会活動写真 記載例7 ※PRしてください  
10枚程度（事業の名称、内容の説明文を記載してください。）

\*青少年健全育成事業の添付書類は、(1)(2)(3)(5)のみ。

＜該当する場合のみ必要な添付書類＞

(以下につきましては、該当しない場合は提出不要となります。)

(10) 民有地に民有集会施設がある場合、必ず土地貸借契約書を添付願います。

(11) 土地登記簿謄本（コピー可、申請日前3ヶ月以内発行のもの）  
例：民有地に掲示板等を設置する場合。（法務局で取得）

(12) 公図（コピー可、申請日前3ヶ月以内発行のもの）  
例：市有地、民有地に掲示板等を設置する場合。（法務局で取得）

(13) 土地が使用できる根拠書類【契約書・承諾書等】（コピー可）  
例：市有地、民有地に掲示板等を設置する場合。（市や地権者）

(14) 建物が使用できる根拠書類【契約書・承諾書等】（コピー可）  
例：集会施設等がない地区で備品等を保管する場合。  
（市や地権者）

※市有地へ掲示板を設置する場合は、事前にお問い合わせください。

(15) 行政財産工事施工承認申請書（案）**記載例8**

例：市有施設に工事を要する場合（エアコン、アンテナ等の設置等）

※本申請時は（案）で作成し、採択後、総務部管財課へ申請することとなります。

問い合わせ先 栗原市企画部市民協働課

Tel : 0228-22-1164

Fax : 0228-22-0313

Email : kyodo@kuriharacity.jp